

令和3年度

遠野市からの要望に対する取組状況

岩手県県南広域振興局

反映区分

A：趣旨に沿って措置したもの

B：実現に努力しているもの

C：当面は実現できないもの

D：実現が極めて困難なもの

(様式3) 情報提供用シート 遠野市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月6日	<p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了を図ること。</p>	<p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面に渡ることから地域の発展において、必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、三陸復興道路の全線開通による当市を取り巻く道路ネットワークの充実により、県内外各地へのアクセス性が向上し、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が当市へ拠点を移転したことをはじめ、新たな企業立地及び増設企業が増加するなどのストック効果が表れており、新たな雇用の創出や地域産業の振興が見込まれている。</p> <p>については、道路網の整備により地域で暮らす人々の安心・安全を確保するとともに、地域経済の拡大につながる次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了をはかること。</p>	<p>一般県道遠野住田線の下組町から六日町間については、令和3年度、詳細設計を進めてきたところです。今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1</p>

8月6日	(2) 一般国道 340 号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること。	(2) 一般国道 340 号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること。	一般国道 340 号の松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良については、早期の整備は難しい状況ですが、三陸沿岸道路の全線開通による交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月6日	(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること。	(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること。	一般県道土淵達曾部線の <small>トオノウマノサト</small> 「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間の堆雪帯による路肩拡幅については、積雪量の状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1

8月6日	(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の、拡幅改良を図ること。	(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の、拡幅改良を図ること。	一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の拡幅改良については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
8月6日	2 国土調査事業費の確保について	<p>国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和26年以来国土調査法に基づき実施されている。当市では、昭和51年度に宮守町の調査を完了しており、市全体の進捗率は87.8%となっている。特に、山林の境界を知る人材の高齢化の進行により、時間的な制約が迫っていること、及び山林への関心が希薄であり、管理不全のケースが増えていることから、近年は山間部を優先して調査を進めている。</p> <p>また、令和2年度に遠野産材の利用促進及び森林資源の有効活用を促進することを目的とした条例を策定してお</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果のほか、近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されています。</p> <p>このような中、県では、国の第7次国土調査事業十箇年計画に基づき策定した県計画により、市町村が策定した防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を進めることとしています。県は、県計画を確実に推進するとともに市町村からの要望に答え得る予算の確保に向け、本年6月に県から国に対し要望を行っております。</p> <p>今後も、市町村及び岩手県国土調査</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

		<p>り、森林振興施策の一層の推進を図るためにも、境界の設定は重要となる。</p> <p>しかし、国土調査事業費に係る内示率が低下しており、このままでは調査計画に遅れが生じ、その後の道路整備や森林整備等の円滑な実施に影響する可能性がある。</p> <p>については、国土調査事業の円滑な実施に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>1 国土調査事業費の確保について 国土調査未実施の境界を定めるのに時間的制約が迫る中、国土調査の確実な進捗に向け、当市への国土調査事業費の重点的な配分を行うこと。</p>	<p>推進協議会等の関係機関とも連携しながら、国に対して、必要な予算の確保と森林施業・保全等の施策のある市町村へも重点配分するよう要望していきます。(B)</p>			
8月6日	<p>3 生活交通の確保対策について</p> <p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について</p>	<p>人口減少、高齢化社会が進む中、中山間地域である当市では、通院・通勤・通学、さらには買い物等の日常生活に必要な交通の確保・維持は、喫緊の課題である。</p> <p>当市は、広域路線を持たないことから、国、県の財政支援を受けることができず、単独で交通事業者への運行経費補助や市営バスの運行、さらにはバス車両の更新をするなど、厳しい財政事情の中、市内における市民生活の足を確保している現状となっている。</p> <p>しかしながら、恒常的な乗務員不足を理由とした路線バスの削減が県内各地で行われており、当市においても、単独の対策では現状を維持することが困難となってきている。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでおり、市町村が地域の実情に応じ、デマンド交通等の新たな交通手段を導入する場合には、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。</p> <p>また、地域内公共交通に対する国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助について、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援を行います。(B)</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

		<p>については、市民生活の維持と均衡ある地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について 地域事情を考慮した最低限の公共交通網を維持するため、新たな財政支援を講ずること。</p>				
8月6日	2 乗務員の確保対策について	<p>2 乗務員の確保対策について 交通事業者の乗務員不足が深刻化してきていることから、交通事業者と連携した人材の確保、育成体制を講ずること。 また、Society5.0 社会を見据え、自動運転車等の先進技術の導入による公共交通網の整備について、実現に向けて検討すること。</p>	<p>県では、「岩手県地域公共交通網形成計画」において「バス運転士の確保による路線の維持」を目標の一つに掲げ、岩手県バス協会に対する補助（運輸事業振興費補助）により、バス事業者が実施する運転士の確保や養成に対する支援を行っているところであり、今後も乗務員確保の取組等を支援していきます。 Society5.0 における自動運転技術は、過疎化や高齢化が進む地方の公共交通の維持・確保や運転士不足の対策として期待されていますが、現時点においては試験段階であることから、今後の動向を注視していきます。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1
8月6日	4 国道 340 号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について 1 国道	<p>平成 30 年 11 月に、遠野市と宮古市を結ぶ国道 340 号立丸峠工区がトンネル化され、令和 3 年 3 月には、宮古盛岡横断道路が地域高規格道路として全線開通し、盛岡市と宮古市間の移動時間が大幅に短縮されるなど、内陸と沿岸部とをつなぐ交通環境が大きく変化している。</p>	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。 国道 340 号立丸峠周辺のうち居住地</p>	県南広域振興局	経営企画部	B：1

	<p>340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p>	<p>このような中、整備された立丸峠工区は、長距離にわたって携帯電話の不感エリアとなっており、利用者の利便性向上のほか、災害発生時や交通事故等の緊急時の連絡手段の確保が困難であり、当市及び宮古市の共通の課題となっている。</p> <p>については、携帯電話不感エリアの早期解消に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p> <p>立丸トンネル全線の携帯電話不感エリアの解消を図るため、県による整備または通信事業者による整備を働きかけること。</p>	<p>域については、一部の携帯電話事業者により令和5年度末までに不感地域を解消する計画が公表されており、整備が進むことが見込まれていますが、県が管理する道路やトンネルを含む非居住地域については、引き続き県から携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。(B)</p>			
<p>8月6日</p>	<p>5 子育て支援の充実について</p> <p>1 幼児教育・保育無償化に伴う副食費の無償化について</p>	<p>当市では、令和元年度に策定した「第2次少子化対策・子ども・子育て支援総合計画（第2次遠野わらすっこプラン）」に基づき、次代を担う子どもを産み育てる家庭を地域みんなで応援し、子どもが心身ともに健やかに育つための実効性のある施策を推進し、「子育てするなら遠野」と誰もが思えるようなまちづくりに取り組んでいる。</p> <p>令和元年10月より国策として実施している幼児教育・保育無償化は、満3歳以上の保育料を無償とすることで、子育て世帯の経済的負担を軽減している。</p> <p>しかし、その一方で副食費については、これまでも実費徴収又は保育料の</p>	<p>国の通知では、市町村は、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い軽減される財政負担分を活用してさらなる子育て支援の充実等に配慮することが望まれるとされています。</p> <p>副食費の軽減措置を含む様々な子育て支援施策については、上記の趣旨を鑑み、各市町村において、地域の実情等に応じて取り組んでいくものと理解しており、県では、各市町村が行う独自施策に関する情報提供等を通じて、さらなる子育て支援の充実が図られるよう、市町村を支援していきます。(C)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>C</p>

		<p>一部として保護者の負担であったことから、引き続き保護者が負担すべきものとし無償化の対象外とされた。</p> <p>当市では、子育て支援の一環として副食費の無償化により、子育て世帯に対する更なる経済的負担の軽減、及び副食費の徴収を行うこととなる保育所等施設職員の事務負担の軽減を図っている。</p> <p>については、子育て世帯への経済支援を充実するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 幼児教育・保育無償化に伴う副食費の無償化について</p> <p>副食費の無償化の動きは県内市町村に広がっており、岩手県全体で子育て世帯への経済支援が図られるよう、本県においても副食費無償化に向けた県独自の財政支援を創設すること。</p>				
8月6日	<p>6 産後ケアの広域実施に係る市町村連携体制の構築支援等について</p> <p>1 産後ケア事業の市町村連</p>	<p>令和元年12月6日に公布された母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号。以下「改正法」という。）において、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケアの実施については、市町村の努力義務として法制化された。また、第4次少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）では、改正法を踏まえ、産後ケア事業については令和6年度末までの全国展開を目指すこととされた。</p> <p>これを受け、県内市町村では、国の産</p>	<p>県では、市町村においては設備面や専門職の確保などの課題があり、単独での実施が困難である場合もあることから、広域での産後ケア事業の体制構築は効果的であると認識しています。</p> <p>産後ケア事業の実施に当たっては、国においても他市町村と共同で事業実施することは差し支えないとしており、県としても、会議等、様々な場面を活用した市町村との意見交換や広域連携に係る事例の情報提供、必要な助言を行い、市町村間において、広域での事</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

	<p>携 体 制 の 構 築 支 援 に つ いて</p>	<p>後ケア事業ガイドラインに基づき、子育て世代包括支援センター等と連携し、母子とその家族に対する一体的な支援を実施している。</p> <p>当市においては、平成 19 年度に公設助産院「ねっと・ゆりかご」を開設し、開設当初から産前産後サポート事業及び産後ケア事業に取り組んできたところである。</p> <p>今後、助産院のサポート機能を拡大し、出産・子育て支援をさらに推進するため、短期入所型及び通所型産後ケア事業について、広域からの利用者受入を検討している。</p> <p>については、その体制整備に係る市町村間の連携調整及び人材確保、施設整備に向け、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>1 産後ケア事業の市町村連携体制の構築支援について</p> <p>当市では、利用者目線に立った一貫性・整合性のある産後ケアの実現に向け、広域的な受入体制を備えた産後ケア事業の実施を検討していることから、当市を中心とした広域的な市町村連携体制の構築に対する助言及び支援を行うこと。</p>	<p>業展開がなされるよう支援していきます。(A)</p>			
8月6日	<p>2 連 携 施 設 の 運 営 経 費 及 び 利 用 者</p>	<p>2 連携施設への運営経費及び利用者への費用の補助について</p> <p>広域的な産後ケア事業の実施に向けた具体的な検討を加速させるため、人材確保等の施設運営経費のほ</p>	<p>産後ケア事業は市町村の努力義務とされ、県内では、令和 3 年度当初までに 25 市町にて実施されており、その取組が広まってきているところです。</p> <p>産後ケア事業の実施に当たっては、</p>	<p>県南広域 振興局</p>	<p>保健福祉 環境部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>への費用の補助について</p>	<p>か、市町村域を超えて利用する広域的な利用者への費用の補助など、県独自の支援事業を構築すること。</p> <p>また、令和3年4月1日に改正法が施行されたことから、市町村格差が生じないようにこれを緊急的に進めること。</p>	<p>産婦が身近な地域において、きめ細かなケアを受けられることが効果的と考えることから、県としては、まずはすべての市町村において取組めるよう支援してゆくことが重要と認識しており、引き続き未実施の市町村に働きかけを行っていきます。</p> <p>産後ケア事業の実施に係る経費については、国庫補助が活用できることから、適切に活用がなされるよう引き続き市町村に対する情報提供を行っていきます。</p> <p>また、令和4年度から、産後ケア利用者が負担する利用料を市町村が無償化した場合、その経費について県から市町村に対し補助を行う「産後ケア利用促進事業費補助」を実施することとしたところであり、産後ケア利用者の経済的負担を軽減し、支援を必要としている方が適切な支援を受けられる体制の整備に取り組めます。(B)</p>			
8月6日	<p>7 寒冷地域及び中山間地域での農業担い手確保に向けた支援策について</p> <p>1 中山間地域</p>	<p>当市の農業の現状は、農業者の高齢化及び後継者不足が深刻となっており、それらに起因する不作付地の増加など、農村環境の維持・保全が年々難しくなるという課題を抱えている。</p> <p>そのため当市では、農地中間管理事業の活用や基盤整備事業の実施など、担い手に対する農地の集積に積極的に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、中山間地域では、耕作</p>	<p>県では、ほ場整備を契機とした担い手への農地集積を推進していますが、小規模な地区が多い中山間地域などでは、国の「農地耕作条件改善事業」の活用により、区画拡大や暗渠排水など簡易な基盤整備を支援し、担い手への農地集積を図っているところです。</p> <p>国の事業要件に満たないものについては、県単独事業の「いきいき農村基盤整備事業」により、地域の実情に応じた</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

	<p>での基盤整備事業の実施について</p>	<p>条件が悪いことなどから、担い手による農地の集積が進まず、農地中間管理事業の活用や基盤整備事業の実施が難しい状況となっている。</p> <p>さらには、寒冷地域であることから、冬季間の収入が見込めず、就農をためらう新規就農希望者も多くいる。</p> <p>については、中山間地域の担い手を確保し、次の世代に良好な農村環境を引き継いでいくため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 中山間地域での基盤整備事業の実施について</p> <p>中山間地域における農地の利活用と集積を促進するため、基盤整備事業の確実な実施に向け、県単独事業の十分な予算確保に努めること。</p>	<p>きめ細かな基盤整備を支援し、担い手への農地集積等を図っています。</p> <p>当該事業の令和3年度予算額は、各地域からの要望を踏まえ前年度予算に比べ増額しており、今後も要望量・内容等を踏まえ、予算確保に努めていくこととしています。</p>			
8月6日	<p>2 新規就農者の確保に向けた取組について</p>	<p>2 新規就農者の確保に向けた取組について</p> <p>冬季に農作物が収穫できない土地利用型の農家にとって、現在の新規就農に係る各種制度は活用が難しいことから、地域の実態に合わせ、農業以外の方法により所得を得ることを認めるよう、国に働きかけること。</p>	<p>県では、農業の担い手を確保するため、新規就農者に対して発展段階別にきめ細かな支援を行っているところですが、就農前後の収入が不安定な時期をカバーし、早期の経営確立を図るため、農業次世代人材投資事業により支援を行っているところであります。</p> <p>本事業は、農業の担い手育成を目的としており、交付に際して、経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定し、認定新規就農者となる必要があります。</p> <p>本県など積雪寒冷地では、冬場の所</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>農政部</p>	<p>B : 1</p>

			<p>得確保が課題であることから、施設野菜などを組み合わせた営農計画を作成し、年間を通じて安定した所得が確保できるよう支援しているところですが、本事業においては、冬期間等の農閑期において決算書や次年度の作付け計画の作成等、農業経営をおろそかにしないことを条件に、他業種等に従事して生活費の補填を行うことも可能となっています。</p> <p>また、令和4年度に創設される「新規就農者育成総合対策」では、新たに経営発展のために導入する機械・施設等の導入を支援することとしており、新規就農者に対する支援が充実しています。今後も新規就農者の確保に向けた現場の課題を踏まえ、より良い制度となるよう国に要望していきます。</p>			
8月6日	<p>8 ニホンジカの被害対策について</p> <p>1 ニホンジカの被害対策について</p>	<p>当市の有害鳥獣による農作物等被害は、依然として深刻な状態が続いている。特にニホンジカによる被害は、農林業被害のみならず、近年は早池峰山の高山植物の食害や車両接触事故も多発するなど、被害も多様化している。</p> <p>このような中、当市では、「防除」「駆除」「人材育成」の3つの観点から、当市独自事業として、電気牧柵の購入補助、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲への嵩上げ補助、狩猟者確保対策事業として、猟銃購入補助、装</p>	<p>県では、ニホンジカの個体数の管理のため個体数推計を実施し、先般開催した検討委員会にて推計値を公表しました。この推計値を踏まえた捕獲目標値に基づき、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、全県一斉での捕獲強化期間の設定など様々な取組により、全県における捕獲の強化に努めるとともに、必要な財政措置の確保について国に要望しています。</p> <p>また、高山植物の食害対策として早池峰山周辺地域において実施している</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部、農政部</p>	<p>A : 1、 B : 1</p>

		<p>弾及びガンロッカー購入補助を実施している。</p> <p>また、遠野市鳥獣被害対策実施隊(隊員 104 名)を中心に、平成 26 年 2 月からは、実施隊の補助者として、狩猟免許を持たない農家などを遠野市ニホンジカ捕獲応援隊(隊員 170 名)として委嘱し、地域ぐるみの対策に取り組んでいる。しかしながら、当市のニホンジカの捕獲数は年々増加しているにも関わらず、これまで減少傾向が続いていた被害額が、平成 30 年において大幅に上昇する事態となっている。</p> <p>岩手県では、ニホンジカの生息数を令和 5 年までに半減させることを目標に掲げているが、その実現には広域的な対策が必須であり、駆除をこれまで以上に強化し、適正な個体数にすることが喫緊の課題である。</p> <p>については、広域的な対策によるニホンジカの個体数半減に向けて、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 ニホンジカの被害対策について ニホンジカの個体数を適正数にするため、早急に駆除対策をオール岩手の取組とするとともに、ニホンジカの被害が多い地域、又は個体数の多い地域に対し予算を拡充すること。</p>	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の取組についても、引き続き推進することとしています。(A)</p> <p>さらに、県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動への支援を行っています。</p> <p>このような取組を効果的に進めるためには、県や市町村間の連携が重要なことから、県では、全県対象の「岩手県鳥獣被害対策連絡会」、広域振興局単位の「地域鳥獣被害対策連絡会」を設置して、県と市町村の鳥獣被害対策の情報共有や、各地域の課題の解決に取り組んでいます。</p> <p>遠野市での有害捕獲に対して、令和 3 年度はニホンジカ約 2600 頭分の鳥獣被害防止総合対策交付金予算を配分しています。</p> <p>なお、県では令和 3 年 6 月に国に対し、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の上限単価を引き上げるとともに必要な予算の確保について要望しているところです。国では、「鳥獣被害防止特措法」を一部改正し、有害鳥獣の捕獲等を強化することとしており、今後とも市町村等と一層連携を図りながら被害防止対策に取り組んでいきます。(B)</p>			
--	--	---	--	--	--	--

8月6日	<p>9 林業・木材産業の活性化と森林保護について</p> <p>1 地場産材の地元利用促進について</p>	<p>森林は、木材生産はもとより、地球温暖化の抑制、土砂災害及び洪水防止による国土の保全、水源の涵(かん)養、その他多種多様な動植物の生息地としての機能を有するなど、極めて貴重な多面的機能を有している。</p> <p>しかしながら、長期的な木材価格の低迷、林業従事者の減少等により林業及び木材産業は厳しい状況が続いており、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、面積の約8割を森林が占める当市では令和3年3月に「ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例」を制定し、森林の多面的機能とその森林から得られる資源の重要性を改めて認識し、森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承し、当市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、市、森林所有者、林業、木材及び建築関係事業者が相互に連携し、森林の有する多面的機能の維持及び遠野産材等の利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>ついては、この条例に基づく森林整備事業等の推進のため、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 地場産材の地元利用促進について 「ウッドショック」、いわゆる外国産木材の輸入量減少に伴い、国産木材の価格が高騰している現状について、「林業への追い風」という報道も</p>	<p>県では、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入支援等による原木の安定供給に向けた取組を進めてきたほか、加工能力が高く多くの木材製品を製造する製材・合板工場の整備の支援など、高品質な木材の供給体制整備を促進してきました。</p> <p>引き続き、森林組合や木材加工事業者が必要とする原木の安定供給に向けて、国庫補助事業を活用し木材の供給体制の整備を支援していくほか、今般のウッドショックのような需給バランスの不均衡が生じた場合に備え、原木の生産段階、木材の加工段階、住宅建築等での木材の利用段階それぞれの需給情報を共有するなど、林業・木材産業に携わる関係者と連携を強化し、木材の安定供給に向けた体制の構築に努めていきます。</p>	県南広域振興局	林務部	B : 1
------	--	---	---	---------	-----	-------

		あるが、実態は林業だけではなく、末端ユーザーである建築主への価格転嫁や引渡しの遅れなど、様々な悪影響が出ており、県内の地方森林組合、製材所、工務店等が必要とする県産木材を適正価格で供給できるシステムを構築すること。				
8月6日	2 地元林業・木材産業における就業促進について	2 地元林業・木材産業における就業促進について 東京圏で生活している岩手県出身者の中には、様々な理由により、地元へのUターンを希望する者も少なくない状況である。今後の地域の林業・木材産業を担う人材確保を図るため、独自の就職説明会や相談会の定期的な開催など、林業・木材産業分野における就業促進の取組を実施すること。	県では、木材需要の高まりや伐採後の再造林等の森林整備に対応するため、林業・木材産業分野における人材の確保が急務であると考えております。このため、(公財)岩手県林業労働力対策基金と連携し、都市部のU・Iターン希望者を対象とした就業ガイダンスのほか、林業への就業希望者を対象とした現場見学会や就職相談会、高校生向けの林業体験会等に取り組んでいます。 また、今年度は、県南広域振興局で主催する移住定住のセミナーに、遠野市の木材産業事業者が出展して事業を紹介するなど、新たな取組をはじめたところです。 こうした取組をより一層進めるとともに、今後は、関係機関・団体と連携しながら、様々な機会を捉えて、林業・木材産業分野の人材確保に努めていきます。	県南広域振興局	林務部	A : 1
8月6日	3 松くい虫の駆除予算の確保	3 松くい虫の駆除予算の確保について 当市では、平成16年に「松くい虫」による被害が確認され、平成18年度から県補助金を活用し、被害木の駆除な	県では、行政、試験研究機関及び関係団体で構成する「遠野地区森林病虫害被害対策連絡会議」で共有された防除方針に基づき、遠野市における被害先	県南広域振興局	林務部	B : 1

	保について	ど被害拡大防止を図ってきたところである。特に、先端地域においては、国庫補助事業と併せて県単事業を活用し、松林以外の被害木についても徹底駆除を行う必要があることから、駆除効果をさらに高めるため、県単独費事業の十分な予算を確保すること。	端地域での徹底駆除により、効率的・効果的な被害拡大防止の取組を展開しているところでは、 県としては、空中探査や松くい虫被害防除推進員等による監視を強化するとともに、引き続き、松林以外で実施可能な県単事業予算の確保に努めていきます。			
8月6日	10 高校教育の岩手モデルの実現について 1 少人数学級の導入と教員定数の確保について	岩手県においては、本年5月に「新たな県立高校再編計画後期計画」が決定となり、今後、統合新設校の在り方の検討が本格化する状況にある。一方、国においては、高校へのコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)導入の努力義務化や高校普通科改革において「地域との連携」や「学校の教育方針や目的を示す『スクールポリシー』の徹底」の必要性などの議論が進められている。 このことから、今後、県立高校の学校運営に関しては、地元市町村と連携した取組がさらに求められることが想定される。 当市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「高校魅力化プロジェクト」として高校支援策と高校を核とした地域づくり・人づくりの取組を推進している。さらには、「高校再編を考える市民会議」が「遠野市高校魅力化推進協議会」に移行し、高校における地域学校協働本部機能を担う新たな組織として取組を進めている。 については、「新たな県立高校再編計画	高等学校における少人数学級の導入には、現行の算定方法では1学級の収容定員を少なくすると教職員定数も減少してしまうことから、教職員配置基準の見直しを含めた定数改善を進めるよう国に要望しているところでは、 一方で、本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編制や進路希望別コース編制等の方策を講じているところでは、 今後において、少人数学級導入を含めた教職員体制の充実に向け、国への要望等も行いながら、引き続き検討していきます。(B)	県南広域振興局	中部教育事務所	B : 1

		<p>後期計画」決定後においても「岩手の高校教育を考える提言書」を踏まえた施策の展開を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 少人数学級の導入と教員定数の確保について</p> <p>生まれた地域や経済状況によって、教育環境に著しい格差が生じないよう教育の機会を確保するため、高校少人数学級の導入を実現し、教員定数削減の対象外とすること。</p>				
8月6日	2 県外・学区外入学生の受入の充実に向けた基準緩和について	<p>2 県外・学区外入学生の受入の充実に向けた基準緩和について</p> <p>交流・関係人口から将来の定着人口の拡大を図り、地域人材の育成やふるさと振興を図るため、募集定員を満たしていない高校においては、県外・学区外からの志願者の受入拡大につながるよう取扱基準を緩和するなど、柔軟性のある制度に見直すこと。</p>	<p>県外からの志願者受入れは、令和元年度の高等学校入学者選抜から実施し、初年度の令和元年度は遠野高等学校及び遠野緑峰高等学校を含む5校で、令和2年度は7校で募集したところであり、令和3年度は9校で募集しているところです。募集にあたっては、県内生徒の学ぶ機会を保障しつつ、県外生が卒業後に、地域の将来を担う人材や県外から本県を応援する人材となるよう学校と地域の連携体制が整っていることや、県外生が安心して高校生活を送ることができるよう居住環境を紹介できる体制が整っていること等を条件としています。</p> <p>今後も、県外からの志願者受入れが魅力ある学校づくりに結び付くよう、各高等学校と連携しながら取り組んでいきます。(B)</p> <p>県立高校の学区制は、特定の高校へ</p>	県南広域振興局	中部教育事務所	B:1、 C:1

			<p>の入学志願者の集中を避けること、及び高等学校教育の機会の均等を図ること等を目的としており、全日制普通科（一部の学系、コースを除く）を対象にして、現在8学区を設けています。</p> <p>学区のあり方については、外部の有識者も交えて設置（平成29年4月）した「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」における議論の結果、提出された報告書（平成30年8月）の趣旨を踏まえ、当面現行制度を維持することとしており、新たな県立高等学校再編計画においても同様の取扱いとしています。</p> <p>また、報告書では、ほとんどの県立高校において、生徒の自由な学校選択の機会を保障するために設定している学区外許容率を大きく下回っている状況にあることから、現行の制度下でも生徒の自由な学校選択について保障されていると概ね評価されています。</p> <p>このような経緯や現状を踏まえ、学区制については、今後の社会情勢の変化や、全国の状況等も見極めながら、学区廃止による学校選択の機会拡大等の効果とともに、生徒の流出等による地域への影響等についても考慮し、慎重に検討する必要があると考えています。（C）</p>			
8月6日	11 文化的資源を生かしたま	当市の貴重な文化財であり観光資源の柱である国指定重要文化財「千葉家住宅」は、平成25年度に公有化し、国	「千葉家住宅」など地域の文化資源や特色を生かしたまちづくりの取組は、地域の活性化に資するとともに、交流、	県南広域振興局	経営企画部、中部教育事務	B：1、 C：1

	<p>ちづくりの推進について</p> <p>1 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について</p>	<p>の支援を受けながら、約10年の歳月と20億円程の経費が見込まれる整備事業を計画し、平成27年度からその価値を保存するとともに文化財を活用した地域振興を図る取組を進めているところである。</p> <p>国庫補助事業である国指定文化財の修理事業や防災施設整備事業、公開活用整備事業に対する県の嵩上げ補助については、多くの都道府県において行政規模に応じた責務として行われているが、岩手県の嵩上げ補助は平泉・橋野高炉の世界遺産に特化され、一部事業を除き、平成16年度以降凍結されたままとなっている。</p> <p>平成31年4月1日に施行した改正文化財保護法では、文化財を総体的に活用した新たな魅力の創出と情報発信が重要であるとの方向性が示されており、地方自治体においても取組の強化が求められている。</p> <p>令和3年3月30日に岩手県教育委員会が岩手県文化財保存活用大綱を策定し、『多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして、次世代へ継承する「いわて」』を目指すべき将来像として掲げており、世界遺産だけではない先人たちが残してきた多様な文化財を継承するとともに、その価値を広く還元する必要がある。</p> <p>については、地域資源を生かした持続可能なまちづくりと魅力発信を推進するため、次の事項について特段の措置</p>	<p>定住人口の拡大を図るためにも重要であると認識しています。</p> <p>県では、地域の特色やニーズを踏まえた施策推進のための「地域経営推進費」の中に、市町村間の連携による広域的な地域振興や観光振興等の取組を支援するための「広域連携事業」を定めており、その積極的な活用を促進しています。(B)</p> <p>県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊事情がある場合に限定して行っています。(C)</p>		所	
--	--	---	---	--	---	--

		<p>を講じるよう要望する。</p> <p>1 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について</p> <p>当市では、遠野遺産認定制度を創設するなど、地域が誇る有形・無形の多様な文化的資源に光をあてながら、地域の活性化に取り組んでいる。こうした地域の文化的資源や特色を生かした持続可能なまちづくりを推進する核として、国指定重要文化財「千葉家住宅」修理・防災・活用事業への対応など、県事業の充実強化を図るとともに、国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助金を復活すること。</p>				
8月6日	<p>12 消防広域化の推進について</p> <p>1 消防広域化の推進について</p>	<p>消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、社会構造の複雑化等に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。現在、県内の消防本部では、消防指令業務の共同運用について協議を重ねており、消防隊・救急隊の管轄を超えた運用についても視野に入れながら、令和8年度からの運用開始を目指し、通信指令システム及び消防・救急デジタル無線の更新整備を図っている。</p> <p>一方、当市のように小規模な消防本部では、消防・救急車両や資器材等の適切な更新や、予防業務等の専門性の強化が難しいなどの課題を抱えている。については、消防力の向上及び持続可能な消防体制の構築のため、次の事項に</p>	<p>現在、県内の消防本部においては消防指令業務の共同運用が協議されており、県としても、各消防本部間の意見交換の場の設定や調整が必要な事項の洗い出し、総務省消防庁の担当職員を招いた国の財政支援策の説明や協議の進め方に係る意見交換を実施するなどの支援を行ってきたところですが、現時点では10消防本部で共同運用の協議を進めることは決まったものの、具体的な業務の範囲などは確定した状況にはありません。</p> <p>また、現在協議されている消防指令業務の共同運用の枠組は、推進計画に定める広域化対象市町村の組合せとは異なっており、現時点で県が推進計画の見直し作業を進めると、消防本部間</p>	県南広域振興局	総務部	B:2

		<p>ついて特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 消防広域化の推進について</p> <p>消防指令業務共同運用化の内容を踏まえ、岩手県消防広域化推進計画を更新すること。</p> <p>また、消防広域化の協議には相応の期間が必要となることから、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に定める広域化関連事業に対する財政措置及び市町村の消防広域化の推進期限である令和6年4月1日について、期限を延長するよう国に働きかけること。</p>	<p>で現在行われている共同運用の協議に混乱を与える可能性があります。</p> <p>このため、現在行われている共同運用の協議の方向性が見えた後に、将来の共同運用の更なる進展や消防の広域化も視野に入れた形で、推進計画の見直しを図っていきたいと考えています（B）。</p> <p>消防の広域化に係る財政措置の期間延長については、消防の広域化及び連携・協力に係る財政支援等の充実について、都道府県消防防災・危機管理部局長会を通して国へ要望しているところです。</p> <p>今後、本県において自主的な市町村の消防の広域化が具体化した際、適宜、必要な支援を市町村が受けられるよう、県内の消防の広域化の議論の状況を見ながら、国に対して必要な要望をしていきたいと考えています（B）。</p>			
8月6日	13 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について 1 ワクチン接種への継続的な支援について	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会経済活動の制限や自粛ムードの広がりがみられ、本市においても観光業、宿泊業及び飲食業を中心に売上が減少しており、地域経済への影響が深刻化するとともに、長期化も懸念されている。</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症収束への切り札となりうるワクチン接種を遠野市医師会、岩手県立遠野病院、花巻市薬剤師会遠野支部の協力のもと進めており、接種を希望する65</p>	<p>県内では、ワクチン接種に従事する医療従事者の確保が必要な市町村もあることから、県では、県医師会や県立病院等と連携した広域的な医療従事者の派遣調整を実施しており、今後も市町村におけるワクチン接種体制の確保を支援していきます。（B）</p> <p>また、ワクチン供給については、市町村の希望に即したワクチンの必要量を確保し配分するよう、引き続き、全国知事会と連携して国に対して要望していきます。（B）</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B：2

	て	<p>歳以上の高齢者等へのワクチン接種を7月中に終えている。</p> <p>今後は、さらに多くの接種対象者である64歳以下の市民への接種を円滑に進め、一刻も早く地域経済の回復を図る必要がある。</p> <p>については、ワクチン接種の円滑な実施と、地域経済の回復に向けた施策を着実に推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。</p> <p>1 ワクチン接種への継続的な支援について</p> <p>8月以降、64歳以下の市民へのワクチン接種が本格的にスタートすることから、接種を希望する方へのワクチン接種が速やかに行われるよう、県立遠野病院の医師派遣等、接種への支援を継続するとともに、ワクチンが安定的かつ希望どおりに供給されるよう、国に働きかけること。</p>				
8月6日	2 地域経済回復に向けた財政支援の拡充について	<p>2 地域経済回復に向けた財政支援の拡充について</p> <p>今後、ワクチン接種が進むことにより、社会経済活動が徐々に再開されることが見込まれる。冷え切った地域経済の回復に向けて、市町村が地域の実情に合わせた柔軟な経済対策を実施できるよう、地方創生臨時交付金等の拡充を図るよう、国に働きかけること。</p>	<p>本県も参画して行った令和3年6月11日の全国知事会の「コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言」において、補正予算の編成や予備費の活用などにより、臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度としていただきたい旨要望を行ったところであり、同年11月4日においても全国知事会から同交付金の増額等について要望を行ったと</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

			<p>ころです。さらに県が同年6月17日に実施した「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>国においては、同交付金に関し、令和3年8月20日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）として、県内市町村分として約12.4億円、同年12月27日に地方単独事業分として、県内市町村に約80億円の追加配分を行ったところです。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。（B）</p>		
--	--	--	---	--	--